

中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 を策定するにあたって

◆ 説明の概要

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは
→以下、P 2～P 4を参照
2. 第8期計画策定スケジュール（案）
→以下、P 5を参照
3. 第8期計画に向けた国の検討概要
→以下、P 6～P 8を参照
4. 中央区の現状
→以下、P 9～P 12を参照

1. 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画とは

(1) 計画の構成

① 高齢者保健福祉計画

- ・高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定

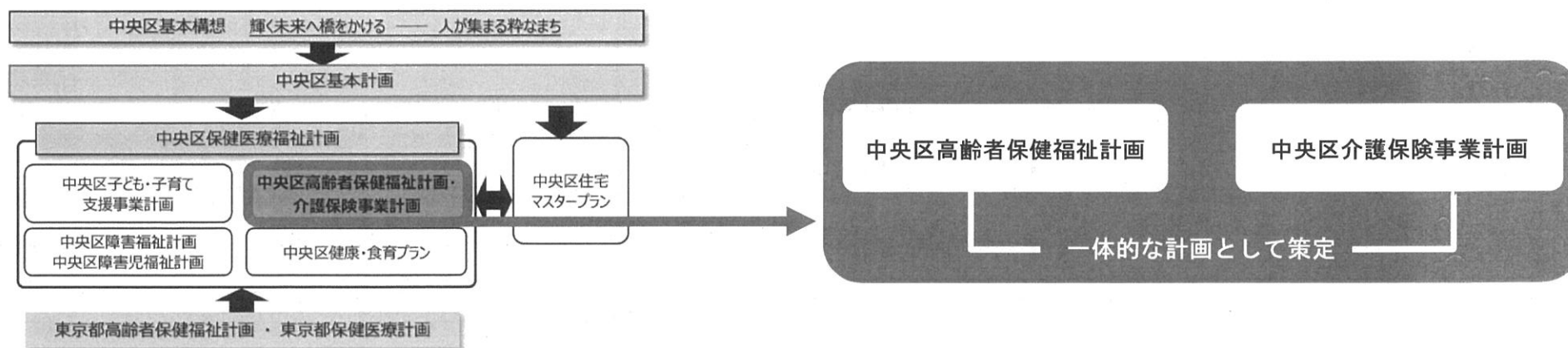
② 介護保険事業計画

- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定
- ・国が定める基本指針を踏まえた策定が必要

(2) 区における位置づけ

① 計画の策定の前提

- ・中央区高齢者保健福祉計画、中央区介護保険事業計画は、中央区基本構想・中央区基本計画の下部計画として位置づけられている。
- ・中央区高齢者保健福祉計画、中央区介護保険事業計画は、一体的な計画として作成されている。
- ・3カ年計画であり、現在は第7期計画（平成30年（2018年）度～令和2年（2020年）度）の期間。



(3) 本委員会の役割

- ・第7期計画で定めた目標に対する進捗状況を点検・評価する。
- ・第8期計画（令和3年（2021年）度～令和5年（2023年）度）に向けた目標を定め、計画を策定する。

(1) 介護保険制度創設の経緯

① 介護保険制度創設の背景

- ・高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大
- ・一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化
- ・従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界

このため

高齢者の介護を社会全体で支えあう仕組み（介護保険）を創設

➤平成9年（1997年）に介護保険法成立、平成12年（2000年）に介護保険法施行

② 介護保険制度のこれまでの改正

時期	改正等	趣旨	内容
第1期 H12年～	平成12年4月 介護保険法施行	老人福祉・老人医療制度を再編成し、利用しやすく効率的な社会システムとして構築	①高齢者の自立を支援 ②利用者本位の制度 ③社会保険方式を採用
第2期 H15年～	改正なし		
第3期 H18年～	平成17年改正 (平成18年4月施行)	「明るく活力のある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」の3つの基本的視点に基づく制度の見直し	①予防重視型システムへの転換 ②施設給付の見直し ③新たなサービス体系の確立（地域包括支援センター・地域密着型サービスの創設） ④サービスの質の確保・向上 ⑤負担の在り方・制度運営の見直し
第4期 H21年～	平成20年改正 (平成21年5月施行)	介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を推進	①業務管理の体制整備 ②本部への立入検査等 ③処分逃れ対策 ④指定・更新の欠格事由の見直し ⑤サービス確保対策の充実
第5期 H24年～	平成23年改正 (平成24年4月等施行)	高齢者が地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現	①医療と介護の連携の強化等（24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の創設） ②介護人材の確保とサービスの質の向上 ③認知症対策の推進 ④高齢者の住まいの整備等 ⑤保険者による主体的な取組みの推進、保険料の上昇の緩和
第6期 H27年～	平成26年改正 (平成27年4月等施行)	社会保障制度改革プログラム法※1に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進	①新たな基金の創設と医療・介護の連携強化 ②地域包括ケアシステムの構築（在宅医療・介護連携などの地域支援事業の充実、予防給付＜訪問介護・通所介護＞を地域支援事業に移行・多様化等）と費用負担の公平化
第7期 H30年～	平成29年改正 (平成30年4月等施行)	高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮	①地域包括ケアシステムの深化・推進（自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等、医療・介護の連携の推進等、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等） ②介護保険制度の持続可能性の確保（介護納付金へ総報酬割の導入等）

※1 正式名称 「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」

(2) 中央区におけるこれまでの取組

- ◆ 中央区では、国が行う介護保険制度の改正等に合わせ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を改定し、以下のような施策の目標・方向性により取り組んできた。

時期	中央区の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標
第1期(平成12～)	・各サービス量の見込み、サービス量の確保策と円滑な提供
第2期(平成15～)	・年度ごとの事業量の見込み、介護サービスの量の確保と質の向上に向けた取り組み
第3期(平成18～)	高齢者保健福祉施策の総合的な展開 ・健康づくりと介護予防の推進 ・生きがい・社会参加の推進 ・地域生活を支えるサービス体系の整備 ・地域生活を支える基盤の整備
第4期(平成21～)	・健康づくり ・70歳就労社会の実現(生きがい・社会参加の促進)
第5期(平成24～)	・高齢者福祉サービスの充実 ・療養支援の促進 ・地域生活を支援する仕組みの構築
第6期(平成27～)	・社会参加と生きがいづくりの支援 ・健康づくり(介護予防)の推進 ・住み慣れた地域で生活を継続できるサービスの充実 ・互いに支えあう仕組みづくり
第7期(平成30～)	・健康づくり(介護予防)と社会参加の促進 ・生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり ・認知症ケアと在宅療養支援の推進 ・介護サービスの充実と人材確保 ・安心して生活できる住まいの確保

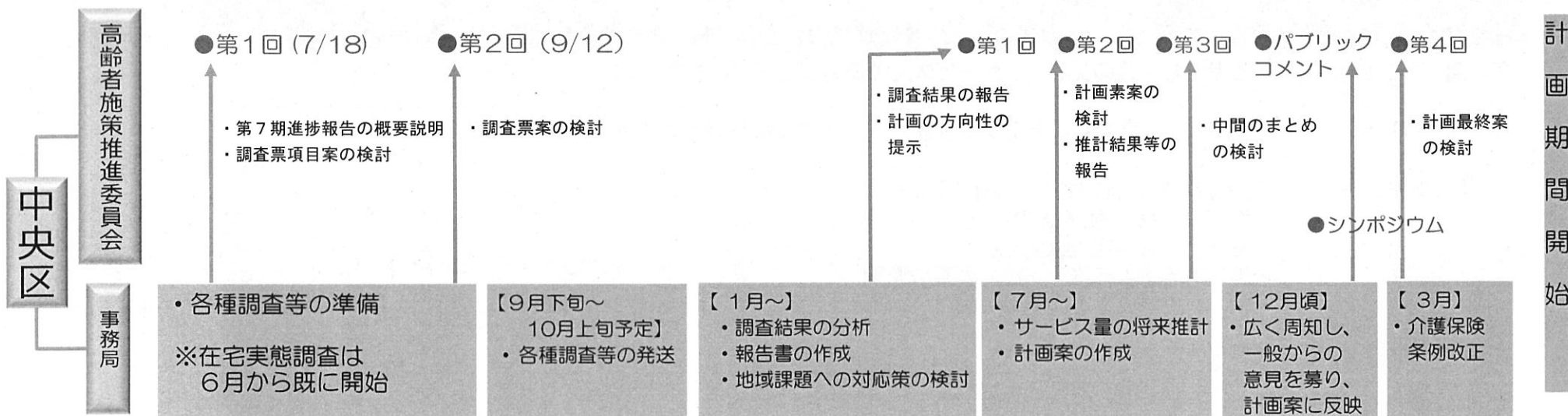
2. 第8期計画策定スケジュール（案）

現状分析・調査、計画策定準備

推計作業・計画案策定

実施

7月 9月 11月 令和2年 1月 3月 7月 9月 11月 12月 令和3年 2月 4月



国の動き

【令和元年度】・日常生活圏域ニーズ調査に関する説明会の開催

・計画策定に向けた調査結果の活用例の提示

【令和2年度】・計画策定に向けた基本指針の提示・告示

・計画策定に向けたサービス量の将来推計のための情報提供

3. 第8期計画に向けた国の検討概要

◆国では、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会などで、次期介護保険制度についての審議がなされている。

○ 前回（第7期）の制度改革では、下記2点に取り組んだ

（1）地域包括ケアシステムの推進 （2）介護保険制度の持続可能性の確保

○ 次期制度改革に向けて、引き続き「高齢化の進展」に対応し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みつつ、2025年以降の「現役世代人口の急減」という新たな重要課題に対応し、

（1）現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上

（2）労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保

を図っていく必要がある。

○ そのため、下記の分野横断的なテーマについて検討する（今後の議論に応じて見直しあり）

1. 介護予防・健康づくりの推進
（健康寿命の延伸）

2. 保険者機能の強化
（地域保険としての地域の繋がり機能・マネジメント機能の強化）

3. 地域包括ケアシステムの推進
（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

4. 認知症「共生」・「予防」の推進

5. 持続可能な制度の再構築・介護現場の革新

今後、各項目について議論が重ねられ、年末までに、「介護保険制度の見直しに関する意見」としてまとめられる予定

【地域包括ケアシステムを支える地域支援事業】

参考

地域支援事業	介護給付（要介護1～5）	【財源構成】 国：25% 都道府県：12.5% 市町村：12.5% 1号保険料：23% 2号保険料：27% （介護給付の施設等給付費については、 国：20% 都道府県：17.5%）
	予防給付（要支援1～2）	
	介護予防・日常生活支援総合事業（要支援1～2、それ以外の者） ○ 介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス（従前相当、A型、B型、C型、D型） ・通所型サービス（従前相当、A型、B型、C型） ・生活支援サービス（配食等） ・介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○ 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業 等）	【財源構成】 国：38.5% 都道府県：19.25% 市町村：19.25% 1号保険料：23%
	包括的支援事業 ○ 地域包括支援センターの運営 （介護予防ケアマネジメント、総合相談支援 業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実） ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 認知症総合支援事業 （認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等） ○ 生活支援体制整備事業 （コーディネーターの配置、協議体の設置 等）	
	任意事業 ○ 介護給付費適正化事業 ○ 家族介護支援事業 ○ その他の事業	9

【介護サービスの種類】

参考

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	◎居宅介護サービス 【訪問サービス】 ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 【通所サービス】 ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 ◎施設サービス ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設【～R5】 ○介護医療院【H30～】	◎地域密着型介護サービス【H18～】 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護【H24～】 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護【H24～】 ◎居宅介護支援
予防給付を行うサービス	◎介護予防サービス【H18～】 【訪問サービス】 ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 【通所サービス】 ○介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】 ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護	◎地域密着型介護予防サービス【H18～】 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ◎介護予防支援【H18～】

※制度施行後の改正で導入したサービスについては、【】内に導入年度を記載（特段記載のないものは制度施行のH12導入）

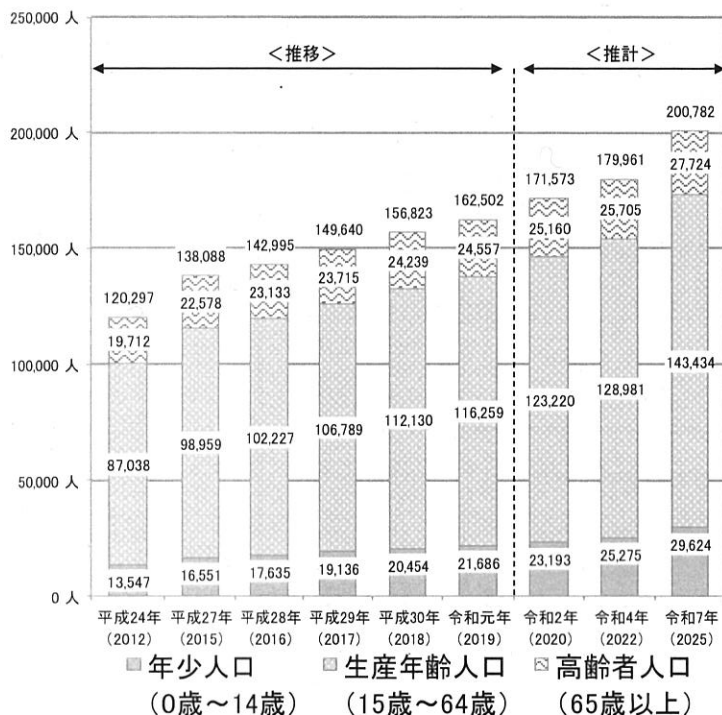
※この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業【H27～】がある

4. 中央区の現状

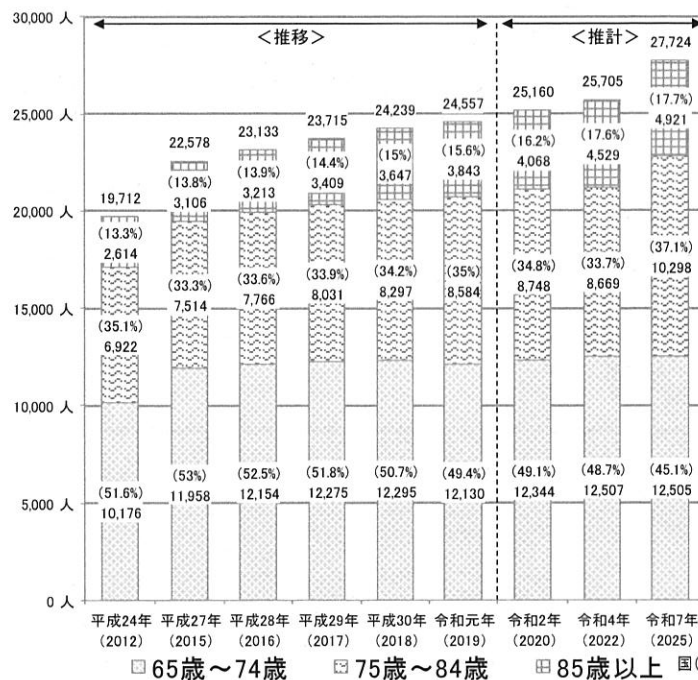
(1) 中央区における高齢化の推移

- 図表1 高齢者人口は増加傾向にある。
- 図表2 高齢者人口の年齢区分別では、65歳～74歳は横ばいであるが、75歳以上は増加傾向にある。
- 図表2 高齢者人口の年齢区分別では、平成30年までは65歳～74歳が50%を超えていたが、令和元年以降は75歳以上が50%を越えている。
- 図表3 本区では、近年、高齢化率は減少傾向(平成28年16.2%→令和元年15.1%)にある。
- 図表4 本区の高齢者の単独世帯の割合は、国や都に比べて高い(平成27年 国27.3% 都35.8% 区43.0%)。

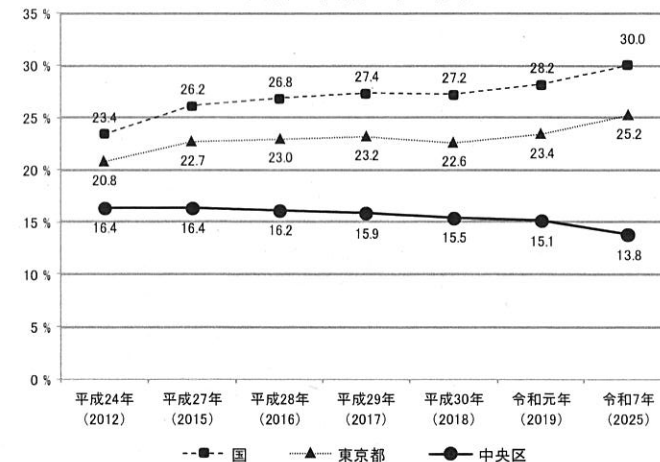
図表1 年齢3区分別人口の推移と推計(中央区)



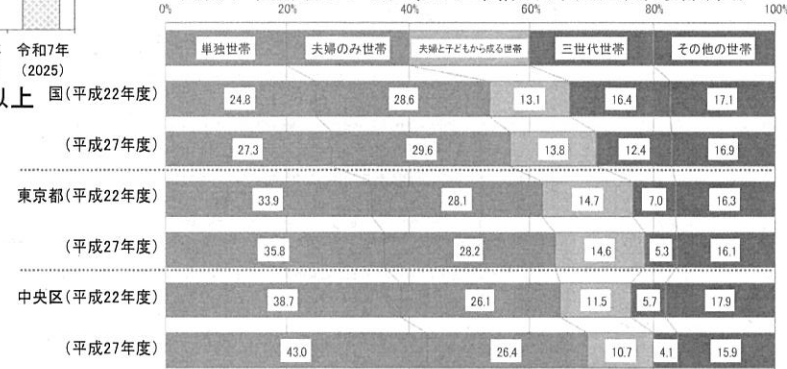
図表2 年齢区分別高齢者人口の推移と推計(中央区)



図表3 高齢化率の推移



図表4 高齢者のいる世帯の世帯構成(中央区、東京都、国)



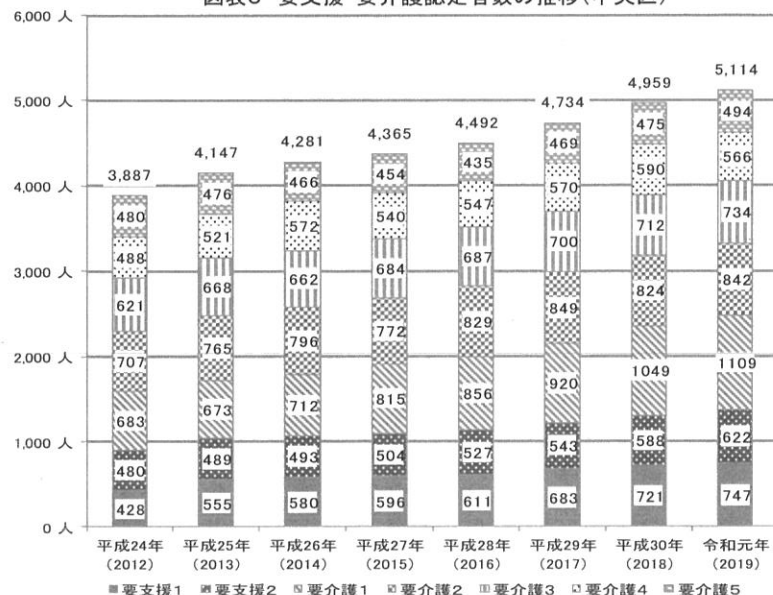
資料:総務省人口統計(国)(各年1月1日)、住民基本台帳(東京都および中央区)(各年1月1日)
令和2年以降は区の推計値(平成30年1月1日現在の人口を基準として作成)
介護保険事業状況報告(各年3月31日現在)

4. 中央区の現状

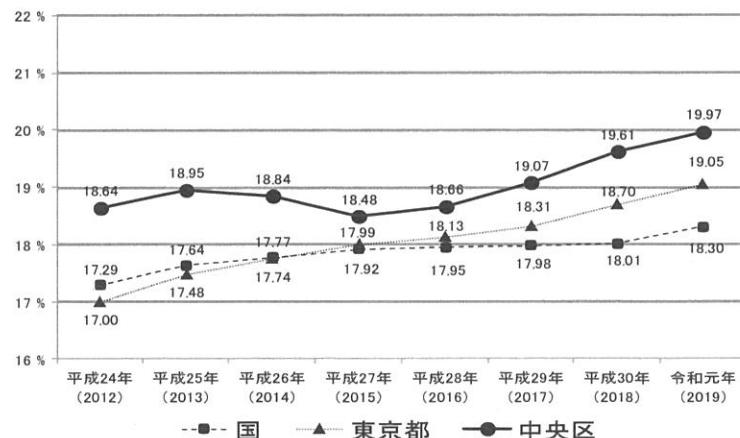
(2) 中央区の要支援・要介護度別認定者数等の推移

- 図表5 認定者の総数は、平成24年から令和元年まで増加しており、要介護度別では、ほぼすべての要介護度で増加している。
- 図表6 本区の要支援・要介護認定率は、令和元年は19.97%であった。(国18.30%、都19.05%)
- 図表7 年齢区分別では、平成24年から令和元年まで65歳～74歳は約1割増えている(464人→518人)が、75歳以上は約3割(3,295人→4,455人)増えている。
- 図表8 要介護度別の割合では、平成21年は要介護3(19.8%)がもっとも多く、令和元年は要介護1(21.7%)がもっとも多くなっている。

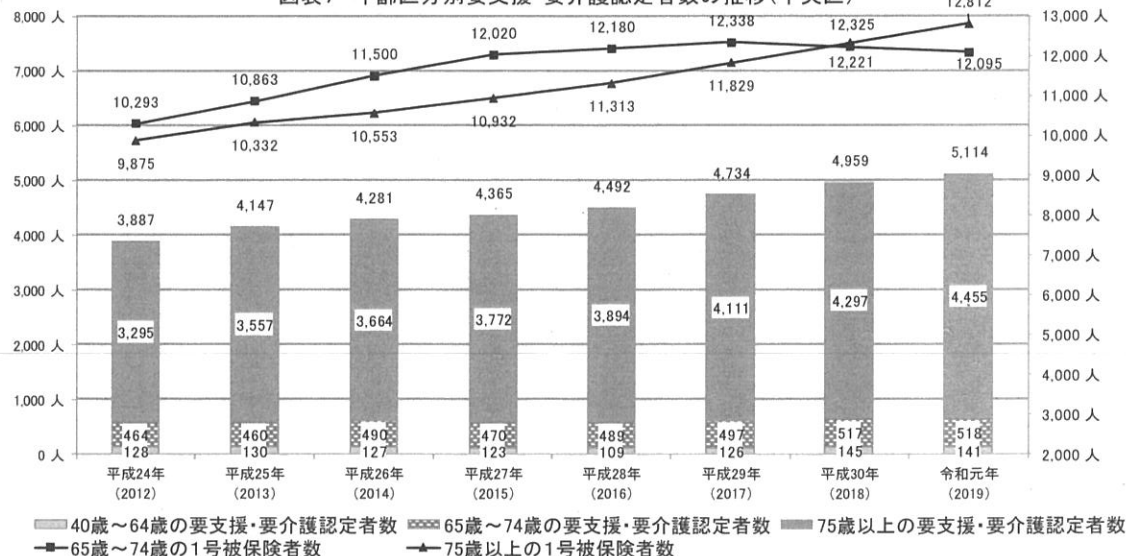
図表5 要支援・要介護認定者数の推移(中央区)



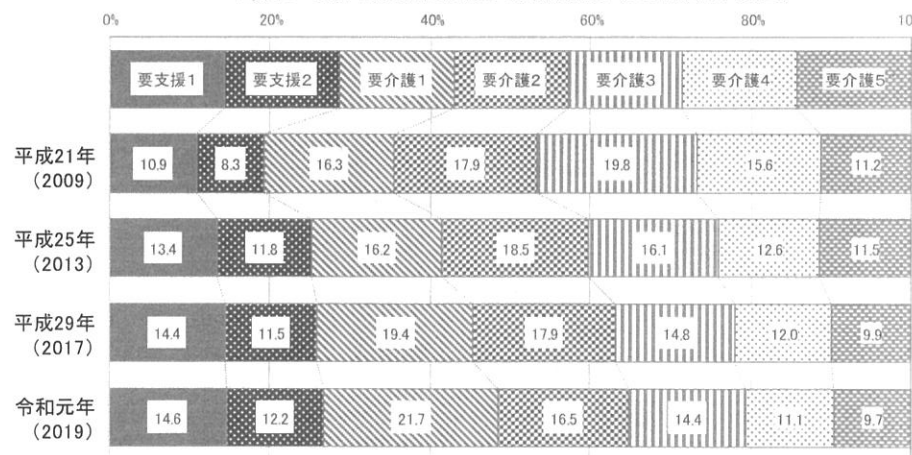
図表6 要支援・要介護認定率の推移



図表7 年齢区分別要支援・要介護認定者数の推移(中央区)



図表8 要介護度別要支援・要介護認定者の割合(中央区)

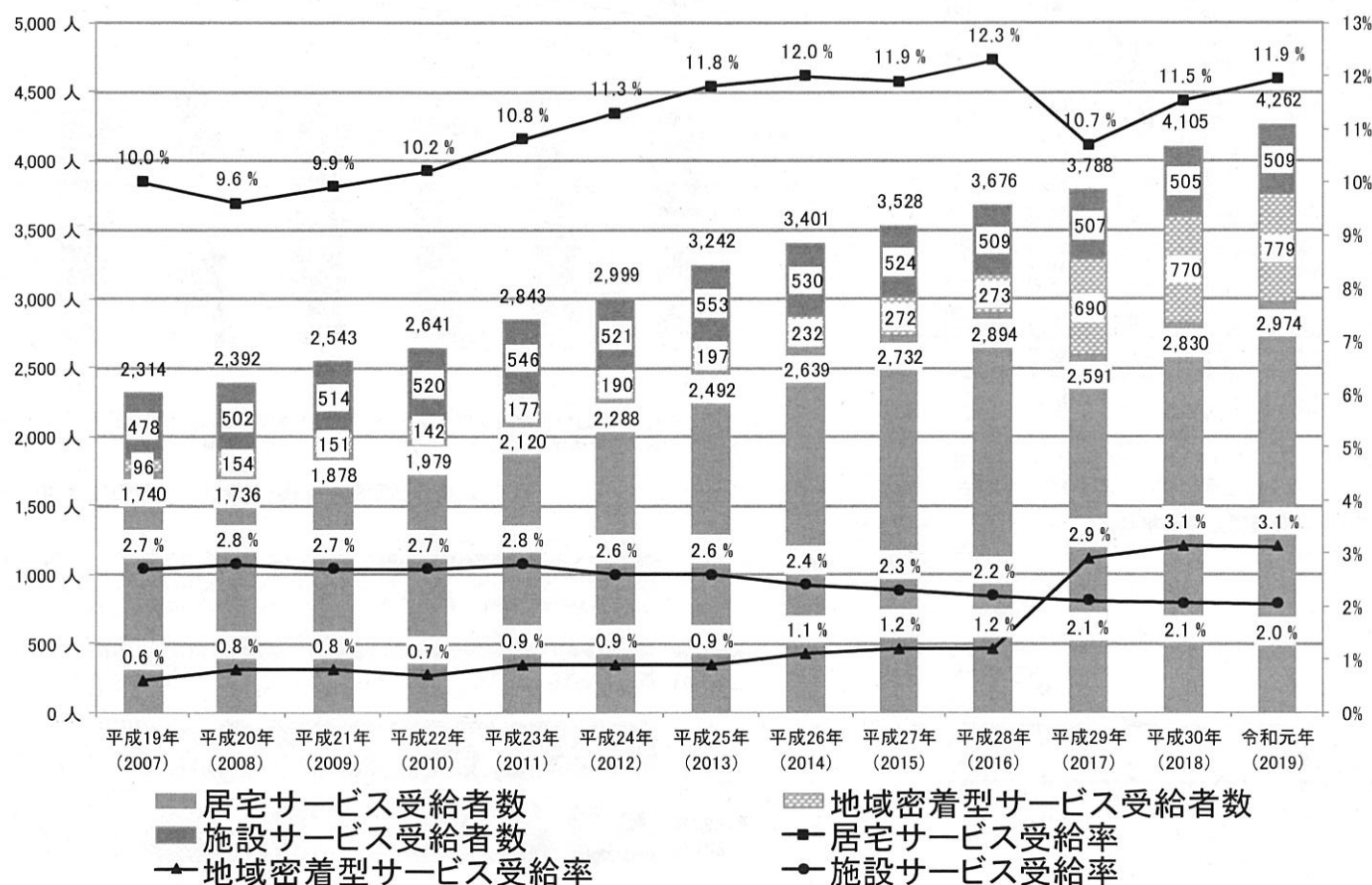


4. 中央区の現状

(3) 中央区の介護保険給付の現状

- 図表9 本区の施設サービス受給者数は、近年横ばい(平成28年509人→令和元年509人)である。
- 図表9 平成28年度に小規模の通所介護事業所が地域密着型通所介護事業所に移行となった影響により、平成29年には地域密着型サービス受給者数が増加し、居宅サービス受給者数が減少している。

図表9 介護保険サービスの受給者数・受給率の推移(中央区)



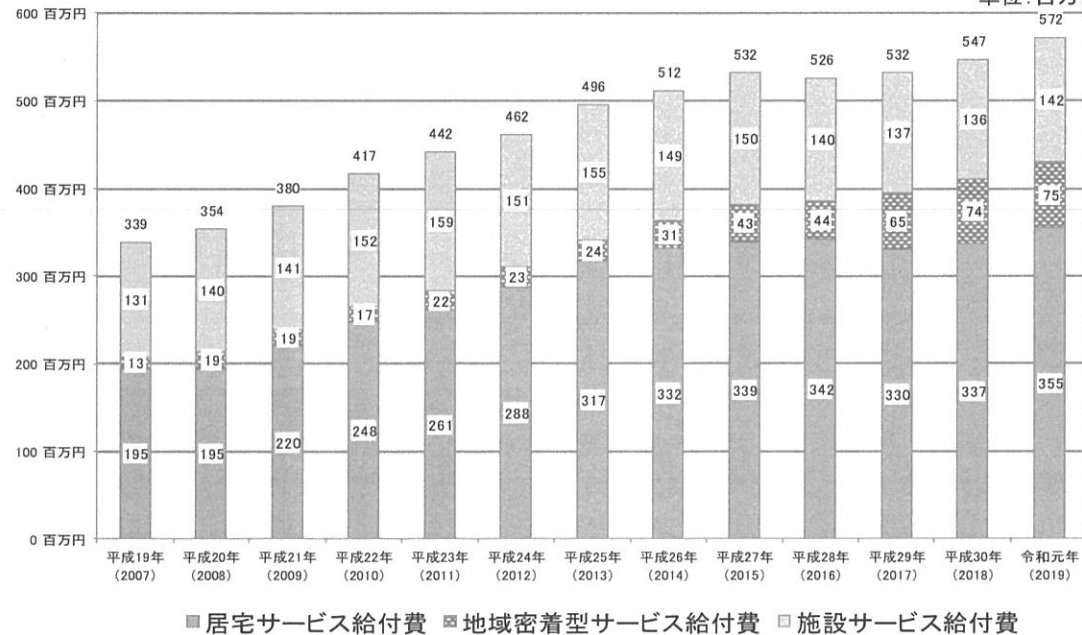
4. 中央区の現状

(4) 全国と比較した中央区の介護保険給付の現状

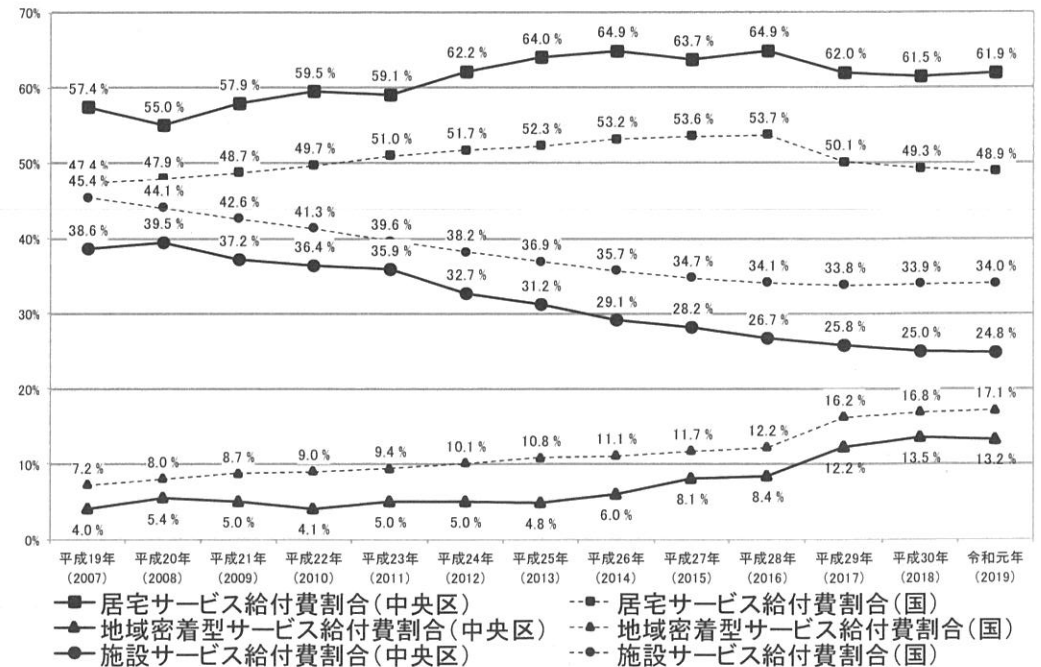
- 図表10 介護保険サービスの給付費は、平成19年と比較すると令和元年は68%増加している(平成19年3.39億円→令和元年5.72億円)。
- 図表11 本区は居宅サービス給付費の割合が高く、令和元年は給付費の61.9%を占める(国48.9%)。

図表10 介護保険サービスの給付費(中央区)

単位: 百万円



図表11 介護保険サービスの給付費割合の推移(全国との比較)



資料:介護保険事業状況報告(月報)(各年3月31日)
(現物給付1月サービス分、償還給付2月支出決定分)

